

令和4年3月24日

内閣官房

こども家庭庁設置法案等準備室長  
谷内 繁 殿

公益社団法人 日本看護協会  
会 長 福 井 トシ



## 令和5年度予算・政策に関する要望書

近年、リスクの高い妊産婦の増加や育児の孤立化による産後うつ・子どもへの虐待等の問題が山積しており、成育医療等の提供にあたっては、母子の心身に関する問題を包括的に捉えた適切な関わりが求められています。助産師は、生涯を通じた女性の健康に直接関わり、その専門性を発揮しています。

一方、こども政策に関して、新たに「こども家庭庁」の創設が決定されました。「こども家庭庁」では、各省庁のこども政策が一元化され、総合調整権限も付与されるとされていますが、医療や女性の健康、障害者等の一部の政策については厚生労働省が、学校関係については文部科学省が引き続き担当するとされています。

安心して子どもを産み育てるための環境を整備するためには、医療、保健、教育、福祉等における施策の相互連携を図る必要があります。そのためには、「こども家庭庁」と厚生労働省、文部科学省との連携強化が欠かせません。必要な成育医療等を切れ目なく提供する責務については、「成育過程にある者及び保護者並びに妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(略称:成育基本法)」にも明記されています。

このようなことから、「こども家庭庁」と厚生労働省、文部科学省の円滑な連携を図り、切れ目のない政策を実施するためには、健康と生活支援の双方の視点を持つ看護系技官(助産師)の配置が必要であり、省庁の垣根を超えた連携・調整を行うためには少なくとも課長級とすることが必要です。

令和5年度予算案等の編成にあたっては、特に以下の事項につきまして、必要な予算や施策等が実現されるよう、格別のご高配を賜りますよう要望します。

### 要 望 事 項

1. 母子の健康関係施策を調整する課長級の看護系技官(助産師)の配置

# 1. 母子の健康関係施策を調整する課長級の看護系技官（助産師）の配置

- 「こども家庭庁」に、政府全体の母子の健康に関する様々な施策を総合的に調整する助産師資格を有する課長級の看護系技官を配置されたい。

- ・母子の健康に関する施策は、複数の省庁にまたがっている。
- ・成育基本法や母子保健法の一部改正等により求められている「切れ目のない支援体制」実現に向けて一体的に対応するためには、「こども家庭庁」と厚生労働省の周産期医療、女性の健康や労働安全衛生、文部科学省の学校保健、健康教育などの関連部門との連携を図る必要がある。
- ・こうした施策についての連携・調整の担当には健康と生活支援の双方の視点を持つ看護系技官（助産師）が適任であり、省庁の垣根を超えた連携・調整を行うためには少なくとも課長級とすることが必要である。

## 母子の健康に関する施策を調整する看護系技官の配置イメージ

